

大谷ロー一丁目周辺地区

不燃化特区

瓦
版

平成26年10月

第6号

発行：板橋区 都市整備部 市街地整備課 密集地域整備グループ

お知らせ

平成 26 年 9 月 29 日改正

不燃化特区事業

助成金交付制度を一部改正！

— より使いやすい内容になりました！ —

平成26年4月より大谷ロー一丁目周辺地区で開始いたしました「不燃化特区事業 助成金交付制度」について一部改正を行い、より使いやすく、申請しやすい内容になりました。

●主な改正内容

改正点1：助成対象となる「老朽建築物」の定義をより明確に！

改正点2：助成手続きが、年度をまたいでも可能に！

具体的な改正内容については2面をご覧ください。

この助成金交付制度は、平成32年度までの期間限定です。現在建替えをお考えの方には、特に有効な制度となっておりますので、ぜひご利用ください。

助成制度の内容について、ご不明な点などございましたら、下記お問い合わせ先までお気軽にご連絡ください。

引き続き、不燃化特区事業にご理解ご協力をお願いいたします。

このニュースに関するお問合せ先

板橋区 都市整備部市街地整備課密集地域整備グループ

〒173-8501 東京都 板橋区 板橋二丁目66番1号

電話：03-3579-2572 F A X：03-3579-5437

E-mail：t-mchiiki@city.itabashi.tokyo.jp



ITABASHI

●改正点1：助成対象となる「老朽建築物」の定義をより明確に！

- ・**階数の制限を削除しました。**
改正前、2階建て以下としていた階数の制限を削除しました。
- ・**「耐火建築物」「準耐火建築物」「簡易耐火建築物※」は、対象外となります。**
火災のとき、一定の時間、倒壊や延焼を防ぐ耐火性能を有した準耐火建築物以上の建物は、対象外となります。詳しくは、1面のお問合せ先までご連絡ください。
- ・**建築年数は、耐用年限の2/3で判断します。**
建築年数は、耐用年限（木造モルタル：20年、木造：22年）の2/3を経過で判断するようにしました。
◎改正前の「平成16年9月30日以前に建築」を削除。

改正後の 「老朽建築物」の定義

以下の①～④全てを満たす建築物

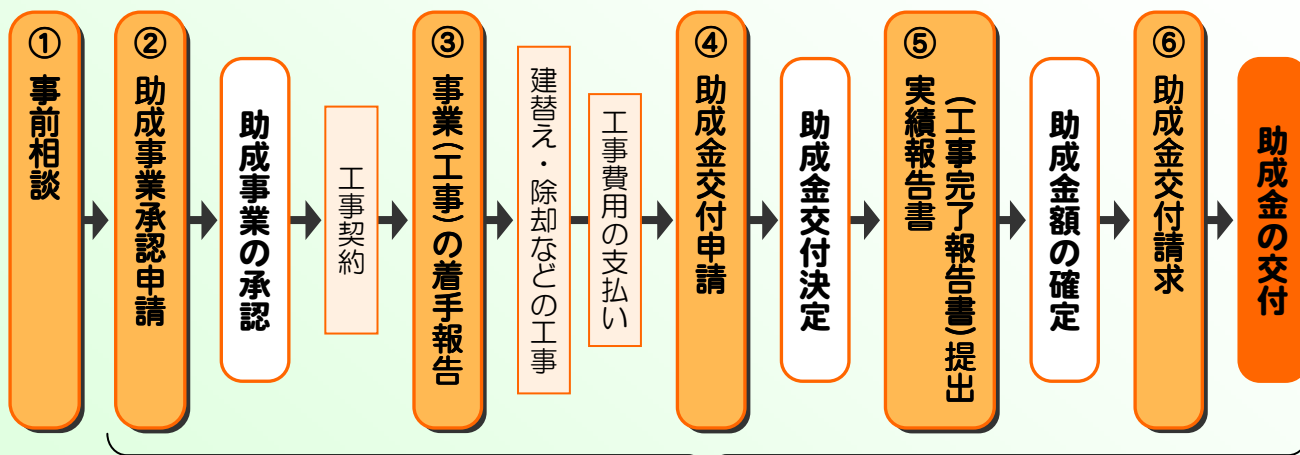
- ①：主要構造部が木造
- ②：戸建てやアパートなどの住宅
- ③：耐火建築物、準耐火建築物、簡易耐火建築物 以外
- ④：耐用年限(木造モルタル：20年、木造：22年)の2/3を経過したもの

※簡易耐火建築物

平成4年6月26日付の建築基準法改正以前の名称です。現在は、準耐火建築物に分類されます。

●改正点2：②～⑥の手続きが、年度をまたいでも可能に！

改正前は、同じ年度内（4月～翌年3月末まで）で「②助成事業承認申請～⑥助成金交付請求」の手続きを行う必要がありましたが、今回の改正により、年度をまたいでも手続きできるようになり、時期に左右されることなく建替え工事を進めていただけます。



※②～⑥までの手続きが、年度をまたいでも行えるようになりました。

これまで

現年度

4月

… 3月

次年度

4月

一連の手続きを同じ年度内に行わないと、助成金は交付できませんでした。

改正後

現年度

4月

… 3月

次年度

4月

一連の手続きが、年度をまたいでも可能です。